

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生へ 本学の授業料免除制度の追加申請について

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、授業料納付が困難になった学生を対象に以下の要件を満たす場合、本学の授業料免除制度（2020年度前期）の追加申請を受け付けます。

追加申請期間：2020年6月15日（月）～6月30日（火）

● 対象者

- ◆ 大学院生
- ◆ [日本学生支援機構の給付型奨学金の申込資格](#) を満たしていない学部生
(例：高等学校卒業から本学入学までの期間が2年を超えている者等)

※ 日本学生支援機構の給付型奨学金（授業料減免を含む）の申込資格を満たす学部生は、日本学生支援機構の「給付型奨学金 家計急変」に申し込んでください。詳細は信州大学学生総合支援センターホームページ「[日本学生支援機構奨学金 家計が急変した学生への支援について](#)」をご確認ください。

※ 私費外国人留学生（学部・大学院）は、[こちら](#) をご覧ください。Click [here](#) for English ver.

● 対象要件

下記1、2を共に満たしている者を対象とする。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により下記のどちらかに該当すること。
 - ・ 生計維持者が国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給者である。
 - ・ 事由発生後の生計維持者¹全体の所得が、**昨年**の所得²と比較し1/2以下となっている。新型コロナウイルス感染症の影響による退職を含む（自己都合による退職を除く）。
2. 本学の授業料免除申請において定められた家計基準を満たしていること（学力を満たしていることを求めません）。詳細は「[授業料免除申請のしおり](#)」を確認してください。

● 必要書類（書類は片面A4サイズで提出してください）

□ 既に本学の授業料免除（2020年度前期）を申請された方

- ・ 以下①家計急変の確認に係る書類を追加提出することにより、減少後の収入で家計評価を行います。前期免除額が増える可能性があります。(例:半額免除→全額免除、不許可→1/3免除)
- ・ 公的支援の証明書のコピーを追加提出する際に、書類の余白に「**免除コロナ・学籍番号・氏名**」を必ず朱書きしてください。

□ 本学の授業料免除（2020年度前期）を申請されていない方

以下①家計急変の確認に係る書類を添えて、②通常の授業料免除申請を行ってください。

家計急変により授業料の支払いが困難であると認められた場合、納入された前期分授業料の減免額を9月（予定）に返金します。

¹ 生計維持者は原則**父母2名**となります。父または母と死別・生別している場合は1名となります。但し、再婚している場合は再婚相手を含めた2名となります。独立生計者の場合は本人及び配偶者となります。

² 通常の授業料免除申請で提出していただいた「令和2年度〔令和元年度〕の所得・課税・控除証明書」で**昨年**の所得を確認します。但し、2020年度入学の学部生は「令和元年度〔平成30年度〕の所得・課税・控除証明書」で**前々年**の所得を確認します。

①家計急変の確認に係る書類

次の(1)又は(2)のいずれかを提出してください。なお、家計急変による申請であっても、通常の申請と同じく審査の上で判定を行いますので、必ずしも免除されるわけではありません。

(1) 公的支援の受給証明書のコピー

国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書のコピー（[日本学生支援機構給付型奨学金（家計急変）の例](#)）に準ずる）を提出してください。

信州大学では、公的支援の制度についてお答えできません。それぞれの実施機関にお問い合わせください。今後、関係省庁の検討状況等により、更新することがあります。詳細は、[日本学生支援機構ホームページ](#)を参照してください。

参照：https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

(2) 【様式6】家計急変申告書（ダウンロード）& 添付書類

前記(1)の公的支援の証明書が提出できない場合は、【様式6】と添付書類を提出することによって代替として認めるものとします。生計維持者全体の所得が、2019年分の所得と比較し、1/2以下となっていることが必要です。

- ・ 給与収入の方は、【様式6】をご記入のうえ、家計急変の事由が生じた方の減収後の1ヶ月分の給与明細等（コピー）も合わせて添付してください。退職された場合は減収後の給与明細等の代わりに、退職日が分かるもの（例：退職証明書や雇用保険受給資格者証のコピー等）を添付してください。
- ・ 給与収入以外（自営業等で給与明細等がない）の方は【様式6】をご記入のうえ、売上高等の減少が証明できる書類（例：月次試算表、売上帳簿等）を添付してください。

②通常の授業料免除の申請書類

学生区分・入学年度によって申請書類が異なりますので、ご注意ください。

学生区分	2020年度（前期）申請書類【私費外国人留学生以外】
・ 大学院生 ・ 2019年度以前入学の学部生	授業料免除申請書類 一括ダウンロード (申請のしおり・提出書類チェック表・免除願・記入例)
・ 2020年度入学の学部生(編入生を含む)	授業料免除申請のしおり【学部新入生】ダウンロード (免除願はキャンパス情報システムにて入力し、印刷のうえ署名してください。詳細は申請のしおりをご確認ください。)

● 提出方法

配達記録が残る方法（レターパックライト・特定記録・簡易書留等）で下記提出先まで送ってください。2020年6月30日（必着）を過ぎた申請書類は、一切受け付けません。封筒の表に「**授業料免除申請（家計急変）**」と朱書きしてください。

提出先：〒390-8621 松本市旭 3-1-1 信州大学 学生総合支援センター 免除担当

申請書類到着確認のための個別のお問い合わせはご遠慮ください。書類の配達状況は「郵便追跡サービス」等にてご確認ください。提出書類を点検後、不足・不備や確認事項等がある場合は、学生総合支援センターより電話又はメールで連絡します。

● 問合せ先

信州大学 学生総合支援センター 授業料免除担当 TEL 0263-37-2199